

## 川崎市上下水道局寄附受納取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業に対して一般市民等から寄せられる寄附（開発等に伴う事業者等からの管きよ等の無償譲渡を除く。）の受納に関し、公正かつ適切に取り扱うため、必要な事項を定めるものとする。

(寄附申出書の提出)

第2条 寄附をしようとする者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に寄附申出書（第1号様式）を提出するものとする。

(受納の決定)

第3条 受納の決定は、川崎市上下水道局事務決裁規程（昭和62年川崎市水道局規程第15号）の定めるところによる。

2 川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）第142条第6号及び川崎市上下水道局物品管理規程（令和5年川崎市上下水道局規程第21号）第22条第6号に規定する見積価額が算定できないものは受納しないものとする。

(受納書の交付)

第4条 管理者は、寄附を受納した場合は、受納書（第2号様式）を寄附者に交付する。

2 前項の受納書に記載する物品の金額は、前条第1項に規定する受納の決定の決裁を受けた見積価額とする。

(寄附金品の管理)

第5条 管理者は、受納した寄附を適切に管理するため、寄附金品管理簿（第3号様式）を備える。

2 前項の寄附金品管理簿に記載する物品の金額は、第3条第1項に規定する

受納の決定の決裁を受けた見積価額とする。

(寄附者への謝意)

第6条 寄附者への謝意については、市長名又は管理者名の礼状をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、寄附者には、同項の礼状に代えて感謝状を贈呈することができる。

(1) 1回の寄附が300,000円以上のとき。

(2) 数次にわたる寄附の総額が300,000円に達したとき。

(3) その他特に必要と認められるとき。

3 礼状は受納月の翌月に、感謝状はその都度贈呈するものとする。

(事務)

第7条 この要綱における寄附の受納に関する一連の事務は、庶務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、寄附の受納に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

第1号様式

寄 附 申 出 書

(宛 先)

川崎市上下水道事業管理者

次のとおり寄附したいので申し出ます。

1 寄附者住所 (〒 - )

.....

2 寄附者氏名 (ふりがな)

.....

3 寄附の目的

.....

4 寄附金品の名称、数量及び金額

	名称	単価	数量	金額 (物品の場合は単価 ×数量)
物品				
金銭	御希望の用途 ( ) ※御指定が無い場合は「上下水道事業管理者が指 定する事業」に使わせていただきます。			
合 計				

5 氏名等の公表の可否

該当するものにチェックしてください。同意いただいた項目については、ウェブ  
サイト等にて掲載させていただく場合がございます。

- 氏名、寄附金品の公表に同意する。
- 氏名のみの公表に同意する。
- 寄附金品のみの公表に同意する。
- 公表に同意しない。

第2号様式

受 納 書

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

川崎市上下水道事業管理者

次のとおりありがたく受納いたしました。

- 1 寄附金品
- 2 数量・金額

なお、あなた様のお志に添い、有意義に活用させていただきます。

